

健康診断受診促進助成の概要について

1. 目的

事業用貨物自動車における運転者の健康状態に起因する交通事故を防止するため、会員事業者が事業用貨物自動車運送業務に従事する従業員に健康診断を受診させる経費の一部を助成する。

2. 主な助成要件

(1) 助成対象者

労働安全衛生規則第44条及び同第45条の健康診断を受診した事業用貨物自動車運転従事者が在籍する会員事業者

(ただし、受診者が広島県内の会員事業所に所属する事業用貨物自動車運転従事者で、社会保険に加入していることを条件とする。)

(2) 助成額

事業用貨物自動車運転従事者1人当たり 2,000 円（1人1回。深夜業（午後10時から午前5時）を含む業務に携わる者は、1人2回。）

1回当たりの受診料（消費税抜き）が上記の助成金の額を下回る場合は、実費額（千円未満切り捨て）を助成する。

(3) 助成対象人員限度数

当該年度の4月1日現在の会員事業者による車両台数の1.2倍以内(端数切上げ)とする。

(4) 助成方法

健康診断料の精算完了後の申請とし、予算の範囲内で申請順とする。

(5) 申請回数

申請は事業者毎に1回限りとする。

3. 助成申請

健康診断料の精算完了後、会員事業者は協会本部に申し込むこと。

4. 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月5日まで